

津野町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 2 月 策定

令和 4 年 3 月 改訂

津野町

目次

1. 本資料の作成にあたって	1
1.1 計画策定の目的	1
1.2 計画の位置づけ	2
1.3 対象とする施設、インフラ資産	2
1.4 計画期間	2
2. 公共施設等の現状と課題	3
(1) 公共施設	3
(2) 道路・橋梁	6
(3) 簡易水道・生活排水処理	7
3. 本町の現状と課題	8
3.1 人口の推移と将来推計	8
3.2 財政の現状分析	11
4. 公共施設とインフラ資産にかかる将来コスト	13
4.1 更新費用の算出方法	13
4.2 将来コストの推計	15
(1) 公共施設	15
(2) 道路・橋梁	16
(3) 簡易水道・生活排水処理	18
4.3 すべての公共施設・インフラ資産にかかる将来コスト	19
5. 適正管理に関する基本的な考え方	21
5.1 公共施設等の適正管理のための3つの柱	22
(1) 施設保有量の適正化	22
(2) 管理運営の効率化	24
(3) 安全性の確保と長寿命化	25
5.2 総量の削減目標	26
5.3 計画の推進体制	26
6. おわりに	28

1. 本資料の作成にあたって

1.1 計画策定の目的

津野町は、平成 17（2005）年 2 月に葉山村、東津野村の 2 村が合併して誕生しました。高知県の中西部に位置し、総面積は約 197.98 km²となっています。総面積の約 90%は林野となっています。葉山地域は中央部を東西に新莊川が、東津野地域は東部を四万十川、中央部を北川川が流れており、これらの河川に沿って集落が点在しています。また、町内には主要幹線道路である国道 197 号、国道 439 号が通っており、これを起点として県道と町道が整備されてきました。

本町ではこれまで、小中学校などの学校教育施設、「Monte 家」などの町営住宅、各集落における集会施設を整備してきました。特に、「農村交流施設 森の巣箱」は廃校を活用し、生活に必要な機能を複合的に備えた地域の拠点施設として、総務省にも優良事例として紹介されています。そのほかにも、「天狗荘」などのレクリエーション施設、「津野町立図書館かわうそ館」などの図書館、「吉村虎太郎邸」などの歴史文化施設が整備されています。平成 27（2015）年度から令和 6（2024）年度を計画期間とする「第 2 期津野町まちづくり計画」では、良質な住宅の供給を目的とする改修や空き家の活用などを実施していくこととなっています。

しかし、道路・橋梁、簡易水道、合併処理浄化槽など、生活に必須となるインフラ資産を含めた公共施設（以下「公共施設等」という。）のうち 31.1%が既に建築・整備後 30 年を経過しており、老朽化が着実に進行しています。こうした公共施設等は大規模改修（耐震改修）や建替えを定期的の実施しなければ、安心して利用することができなくなる可能性があります。災害時に避難所として指定されている施設は、定期的な点検を実施し、非常時においても安心して利用できるような施設にしなければなりません。

一方で人口減少の進行により、将来的な税収の減少が予測されています。地方交付税の措置も今後は厳しくなると考えられることから、すべての施設を維持・更新していくことは非常に困難と言えます。また、人口減少は施設利用者の減少を招きます。施設を利用した活気ある地域づくり、町民主体の活動を支援することが徐々に困難になっていくことが予想されます。

このような課題は、本町に限らず他の自治体でも同様です。国は、インフラ長寿命化計画を策定するとともに、地方に対し公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針を示すなど、公共施設等に求められる安全性・機能を今後も確保していくための支援を実施しています。

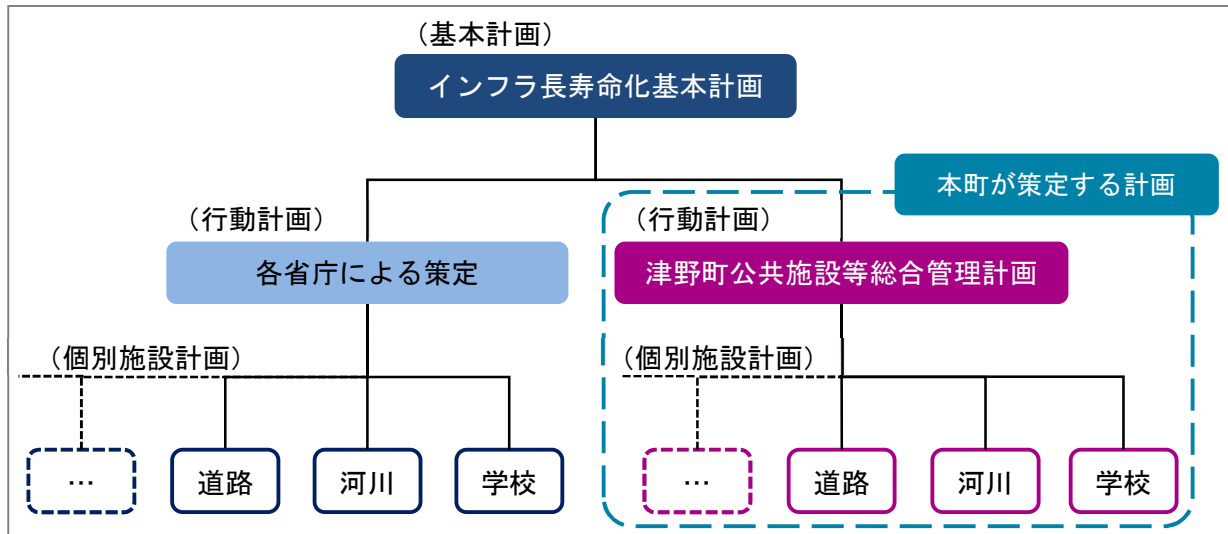
そこで、平成 29 年 2 月、本町における公共施設等の全体を把握し、長期的な視点に基づいて更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施することにより、財政負担の軽減・平準化を目指すとともに、公共施設等の最適な配置を実現することをめざし、「津野町公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」という。）を策定し 5 年が経過しました。

本計画は、さまざまな社会状況を考慮しながら、公共施設等の現況や課題などを把握するとともに、国の動きと歩調をあわせ、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるものです。

1.2 計画の位置づけ

国においては、急速に進行するインフラの老朽化対策として、平成 25（2013）年 11 月にインフラ長寿命化基本計画を策定しています。これを受けて、平成 26（2014）年 4 月の総務大臣通知では、地方公共団体に対し、速やかに公共施設等総合管理計画を策定するよう要請しています。こうした国の動向を踏まえ、本町における公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画として、本計画を位置づけることとします。

図表 1 インフラ長寿命化計画の体系イメージ



1.3 対象とする施設、インフラ資産

本町には、小中学校をはじめとする学校教育施設や文化施設、公営住宅やスポーツ施設、病院など、町民に広く利用されている公共施設が多くあります。その他町民が快適な生活を送るためのインフラとして、道路や橋梁、簡易水道や生活排水処理設備が整備されています。

本計画では、町が所有する建物に加え、道路、橋梁、簡易水道などの公共インフラすべてを対象とすることを原則とします。ただし、将来コストは公共施設、道路及び橋梁、簡易水道のみについて推計することとします。

1.4 計画期間

本計画の計画期間は 10 年間（平成 29（2017）年度～令和 8（2026）年度）とします。また、公共施設やインフラ資産の管理方針は、今後のまちづくりに大きな影響を与えることから、本計画は状況に応じて随時見直しを行うこととします。

2. 公共施設等の現状と課題

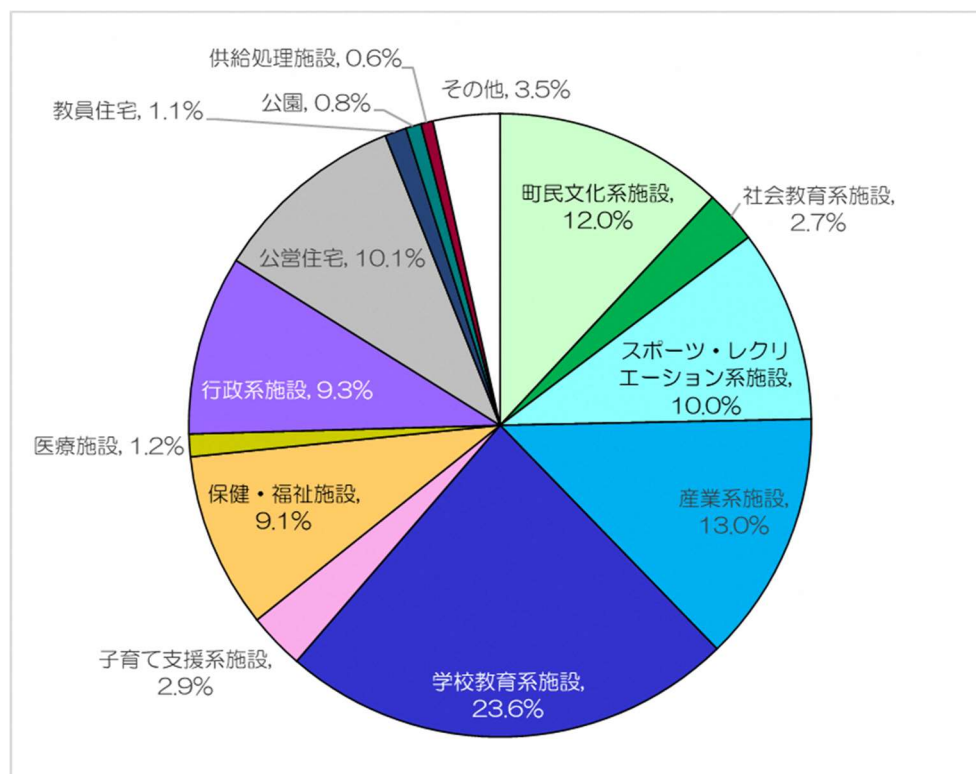
(1) 公共施設

令和2年(2020)年度末時点で、本町が所有する公共施設の総延床面積は約75,611.59㎡となっていますⁱ。町民一人あたりの延床面積は約14.29㎡と計算されますⁱⁱ。これは全国平均の3.22㎡ⁱⁱⁱと比べると約4.4倍となっています。人口1万人以下の自治体に限ってみても、一人あたりの延床面積の平均は10.61㎡であることから、全国的にみても、公共施設の整備量は比較的多い状況であることがわかります。

また、旧耐震基準下において整備された公共施設の延床面積は約11,473.27㎡で、本町が抱える公共施設の約16.0%を占めています^{iv}。こうした施設のうち、今後も長期的に利用が見込まれ、耐震性能を満たさない建物については、耐震化工事が必要となります。

建築用途別では、「学校」が23.6%で最も多く、次いで「産業系施設」が13.0%、「町民文化系施設」が12.0%と上位3つの施設の中でも、特に「学校」が非常に大きな割合を占めるとともに、比較的高い公共性の高い施設(学校、集会施設など)の整備量が多いことがわかります。

図表2 建物面積の内訳(公共施設)



※端数処理により、合計は100%にならない場合がある。

ⁱ ただし、簡易水道、合併処理浄化槽施設を除く。

ⁱⁱ 令和2年国勢調査人口等基本集計(5,291人)による。

ⁱⁱⁱ 総務省自治財政局財務調査課『公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果』(2012)を参照。

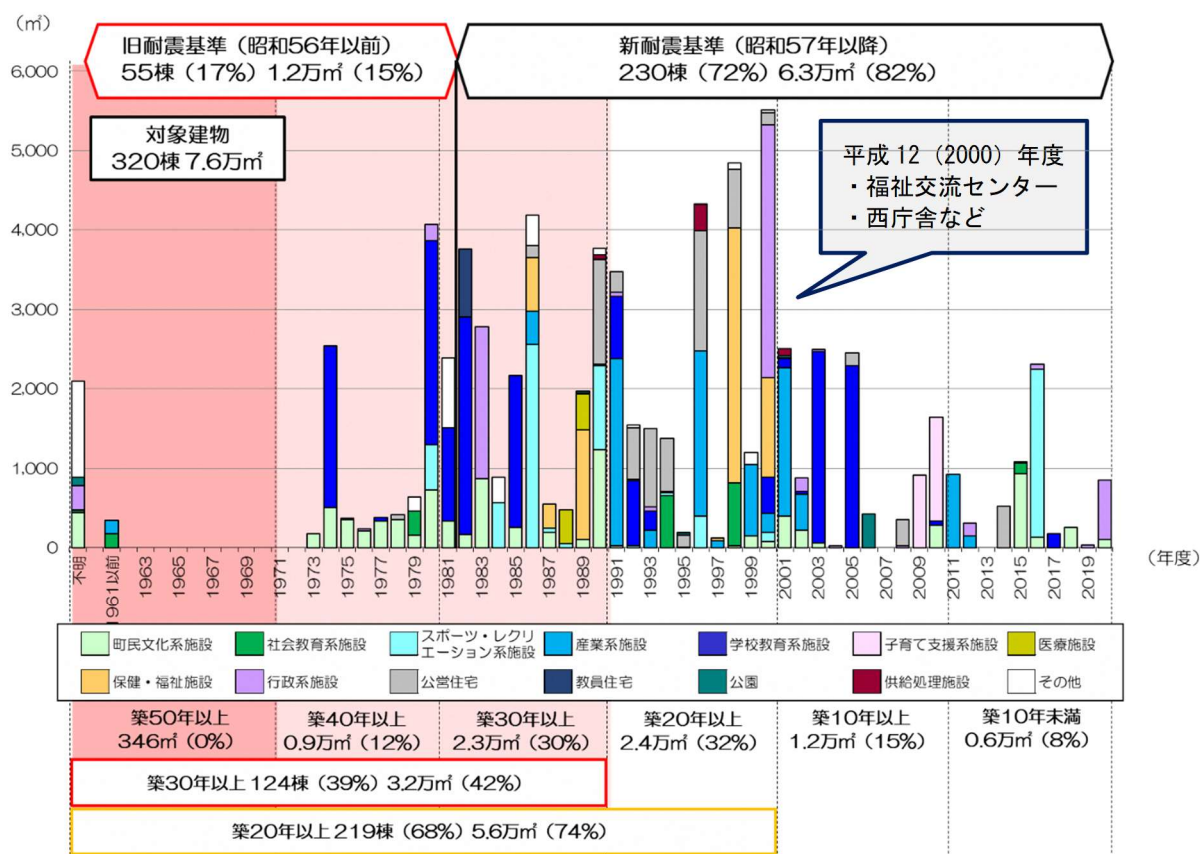
^{iv} 昭和56(1981)年度以前に建築されたものを算出しており、実際の耐震性能を示さない。また、建築年度不明は7.0%。

公共施設の整備延床面積を年度別にみると、昭和 55（1980）年度以降に多くの施設整備が行われていることがわかります。この時期には、町民文化系施設や学校教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設が整備されてきました。昭和 56（1981）年度以前の建物は、旧耐震基準によって建設されているため、今後も利用する建物は耐震診断を行い、耐震基準を満たさなければ耐震化工事を実施する必要があります。

それ以降も大規模な施設整備は断続的に行われ、平成元（1989）年度以降になると、公営住宅や産業系施設などが多く整備されています。平成 21（2009）年度、平成 22（2010）年度には幼保連携型認定こども園が子育て支援系施設の再編整備がされました。また、平成 23（2011）年度、平成 24（2012）年度にはアンテナショップが高知市内に整備されました。平成 23（2011）年度以降、新規整備は落ち着きをみせています。

本グラフでは建築年度が不明となっている施設があるため、こうした施設の建築年度や耐震性能など、建物情報の調査を引き続き実施していく必要があります。

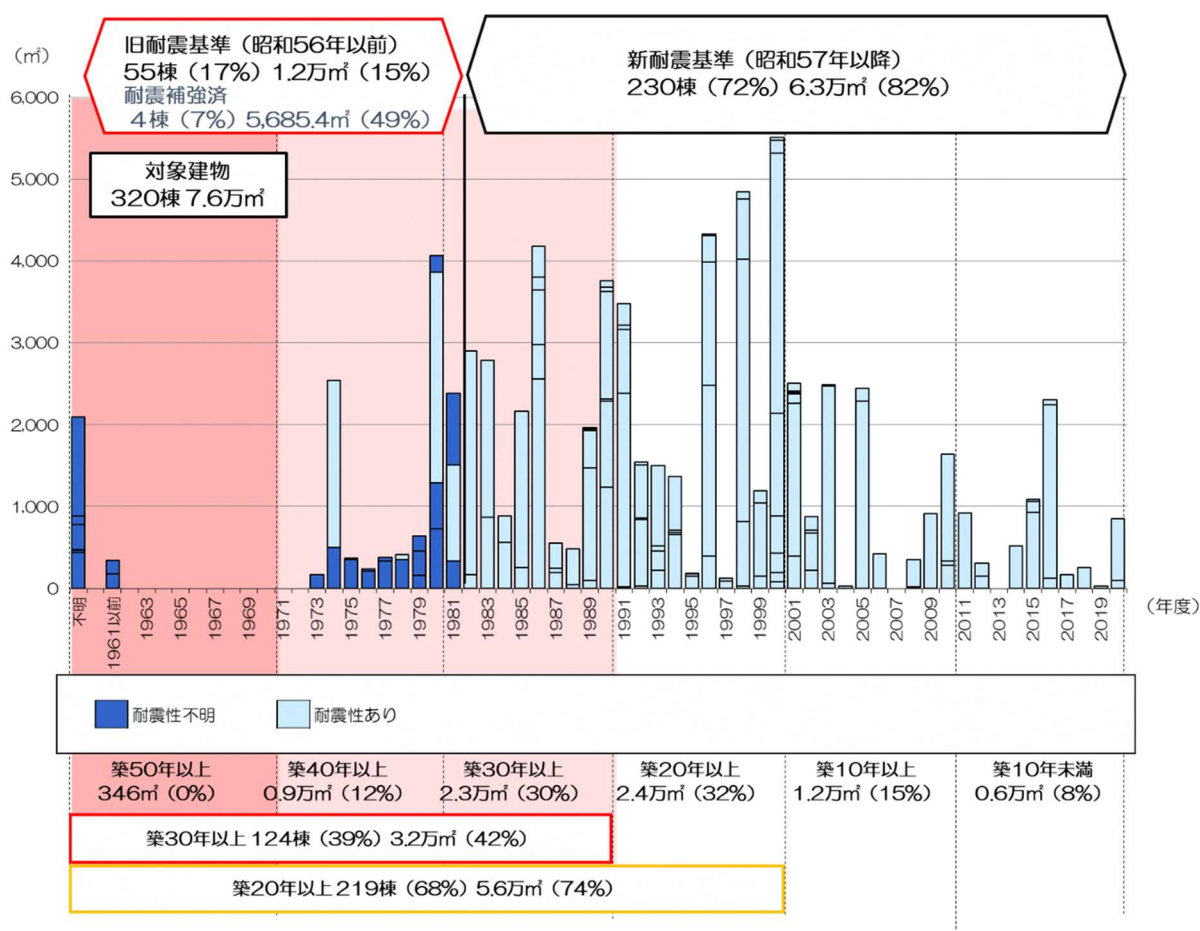
図表 3 年度別にみた公共施設の整備延床面積の推移



本町の公共施設の耐震化の状況については、図表4のとおりとなっています。昭和56（1981）年6月の建築基準法施行令改正により、新耐震基準が定められたことから、昭和57（1982）年以降に建てられた建物については、新耐震基準により建築されたものとして表示しています。

これによると、本町が保有する公共施設については、旧耐震基準に基づいて建築されたものが、全体の17%を占めていますが、現時点で耐震性診断及び耐震補強工事が完了していないものは、すべて「不明」としています。したがって、耐震化工事の必要性について調査すべき施設は表示されていません。さらに、一部の施設は施設の建設年次や建物面積などが不明となっています。施設の建設年次やランニングコストなど、基礎情報の取得とデータベース化を進めると同時に、旧耐震基準下において建てられた施設の耐震診断及び基準を満たさない施設の耐震化工事が必要です。今後の利用が見込まれない建物は除却を含めてあり方を検討する必要があります。また、新耐震基準に基づいて建てられた施設についても、施設の老朽化、損傷の度合いが異なるため、各施設の状況、状態に応じた対応が求められています。

図表4 耐震化の状況



(2) 道路・橋梁

令和 2（2020）年度末時点で、本町が所有する町道の総延長^vは約 246,791.6m、道路面積は 1,754,262.71 m²となっています。道路改良率は 68.79%となっています。

本町が所有する橋梁の実延長合計は 3,874.4m、その合計面積は 17,067.1 m²となっています。平成 31（2019）年 3 月に策定された「津野町 長寿命化修繕計画」によると、橋長 2.0m以上の橋梁は 260 橋架設されており、そのうち 66 橋（25%）が建設後 50 年を経過しているとされています。令和 19（2038）年度には建設後 50 年を経過する橋梁は 229 橋（88%）となり、時間の経過とともに、長寿命化工事が必要となる橋梁はさらに増えることとなります。

以上のことから、耐用年数を迎える舗装、橋梁、道路構造物については、計画的に維持・修繕工事を実施していく必要があります。

図表 5 道路の実延長と道路部面積

	実延長 合計 (m)	道路面積 道路部 (m ²)
1 級（幹線）町道	14,294.5	79,007.38
2 級（幹線）町道	28,376.4	200,302.8
その他の町道	203,951.0	1,444,762.0
合計	242,437.90	1,754,262.71

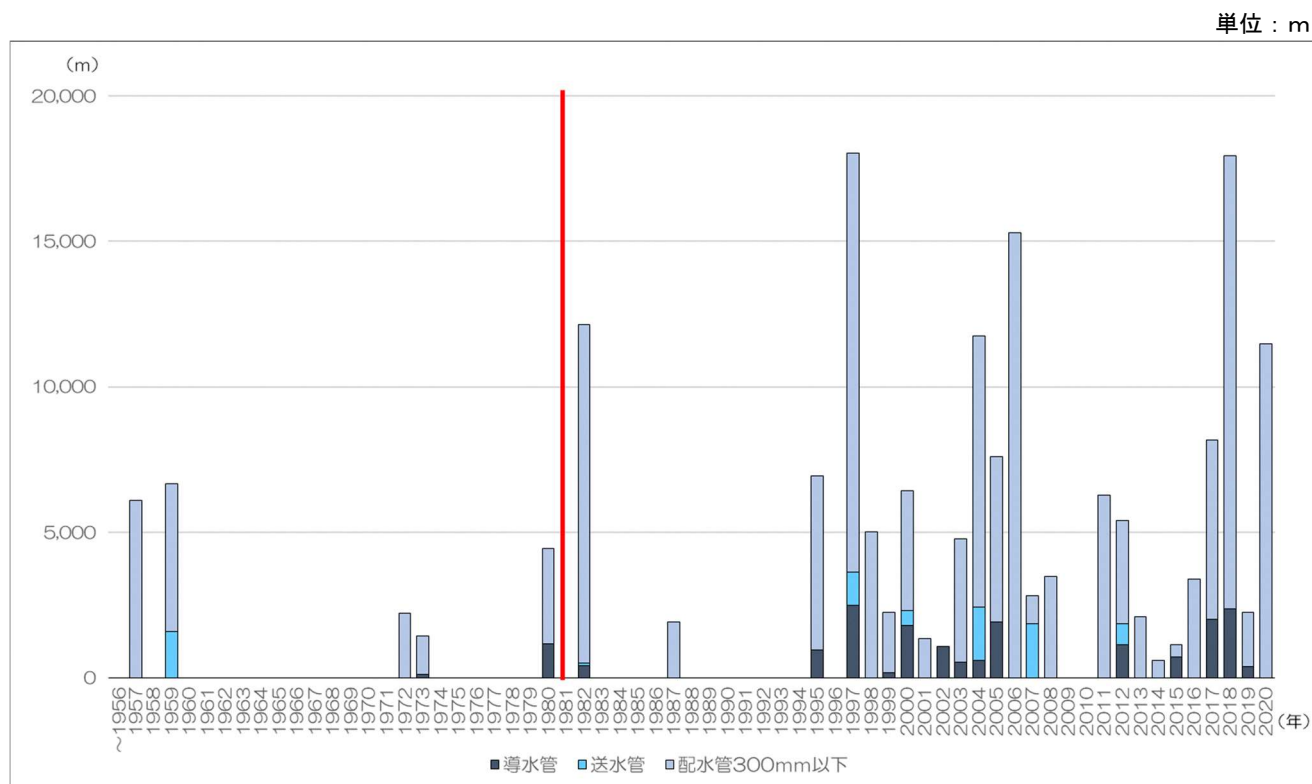
^v 令和 2 年度道路台帳より

(3) 簡易水道・生活排水処理

本町では全町での簡易水道化を進めています。これまで、給水施設の統合整備や未普及区域解消に向けた施設の拡充を行ってきました。平成 27 (2015) 年度末では、本町が所管する水道管(導水管、送水管、配水管)の総延長は 137,330mでしたが、令和 2 (2020) 年度末では総延長 180,573mとなっています。

また、本町では合併処理浄化槽の整備を進めています。令和 2 (2020) 年度末には、浄化槽設置基数が全戸数 2,663 戸のうち 1,489 基となっています。普及率は 55.9%、普及人口率では 89.9%となっています。今後も源流域としての責任を果たすため、合併処理浄化槽による生活排水処理を進めていきます。したがって、本町が所管する下水道管はありませんが、浄化槽の更新を継続的に行い、環境に悪影響を与えないよう、配慮しながら適切な生活排水処理に努める必要があります。

図表 6 年度別にみた簡易水道事業における管渠の整備延長



資料 : 津野町

3. 本町の現状と課題

3.1 人口の推移と将来推計

本町の人口について、昭和 55（1980）年から令和 42（2060）年までの推移と推計をみると、減少傾向が長期にわたって継続していることがわかります。人口減少は今後も継続すると見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）推計に準拠した推計（令和 7（2025）年以降）では、平成 42（2060）年に 2,633 人まで減少するとされています。

年齢構成別にみると、町の財政を中核となり支える生産年齢人口（15 歳～64 歳）は、少子高齢化の進展に伴い、昭和 55（1980）年以降、減少傾向が続いています。今後も生産年齢人口は減少するものと予測され、昭和 55（1980）年の 5,314 人から、令和 42（2060）年には約 76.7%減の 1,237 人にまで減少することが予測されています。

一方、老年人口についてみると、平成 17（2005）年までは増加傾向にありましたが、その後は減少傾向で推移し、令和 2（2020）年の国勢調査では、2,388 人となっています。今後も減少傾向は継続し、平成 72（2060）年には 1,140 人となると予測されています。既にすべての年齢層で人口減少局面にあることがわかります。高齢化率でみると、昭和 55（1980）年には 19.3%でしたが、平成 57（2045）年には 45.5%と、ほぼ町民の 2 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となると予測されています。社会保障費の増大は今後も継続し、現役世代の負担はさらに大きくなるものと考えられます。

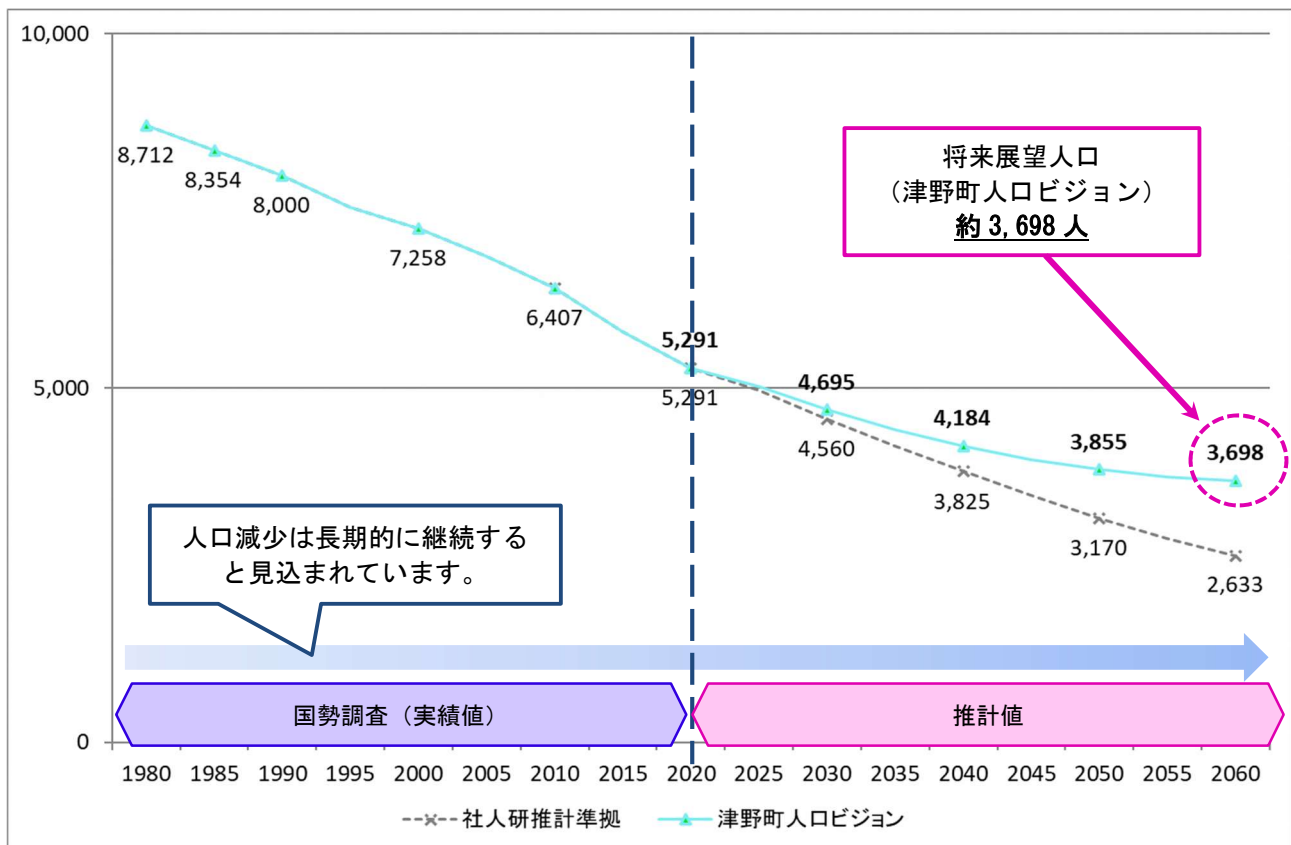
平成 27（2015）年に本町で人口減少対策として策定した「津野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、平成 72（2060）年の将来展望人口として、3,698 人を掲げています。「津野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進し、本町の人口減少対策が 100%の効果を発揮したとしても、減少傾向は長期的に継続することが見込まれており、現在の人口を維持することは非常に難しいといえます。

人口減少は、経済規模の縮小にもつながるため、本町の産業の衰退を招きます。これにより、事業者からの税収も低下することとなります。公共施設等の利用者も減少していくため、管理が十分に行き届かず、建物等を安全に利用することが難しくなります。

これらのことから、将来の本町を担う世代に可能な限り負担をかけないための公共施設、インフラ資産の管理を計画的に行っていく必要性が非常に高くなっています。

図表7 本町の人口推移と将来推計

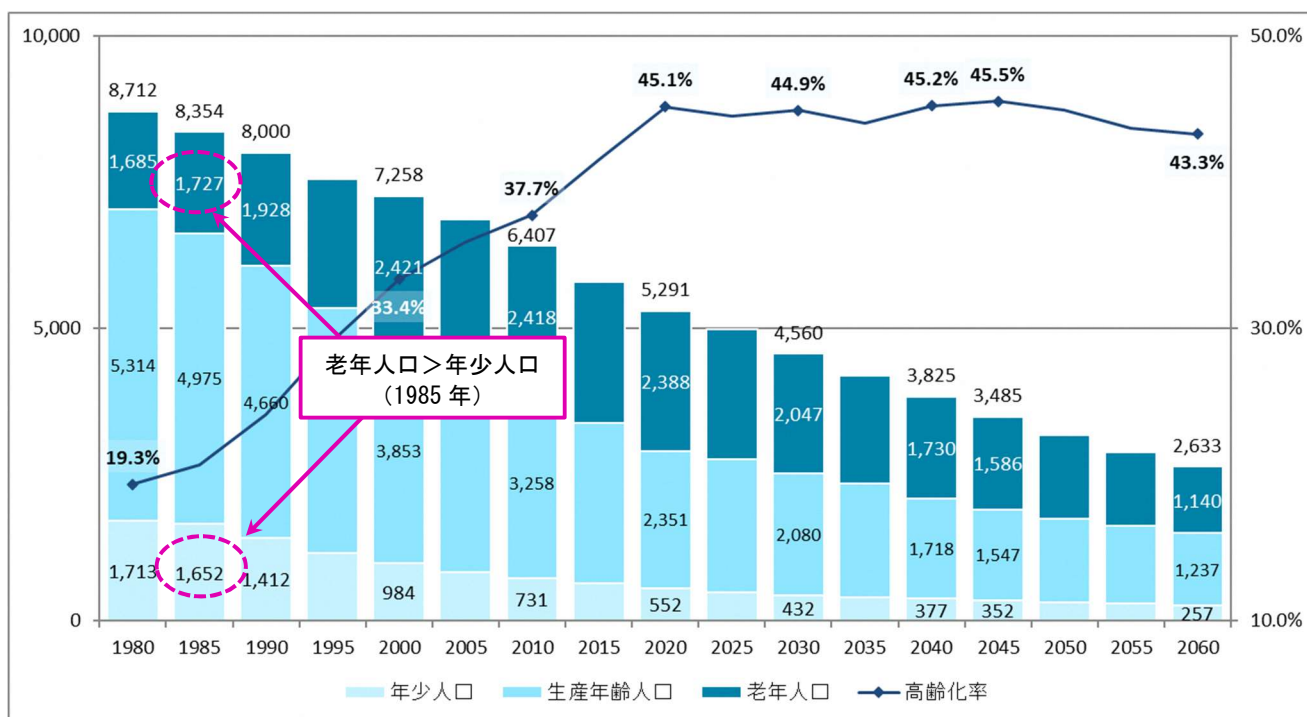
単位：人



資料：国勢調査、津野町人口ビジョンより作成

図表 8 本町の年齢 3 区分別人口と高齢化率の推移と将来推計（社人研推計準拠）

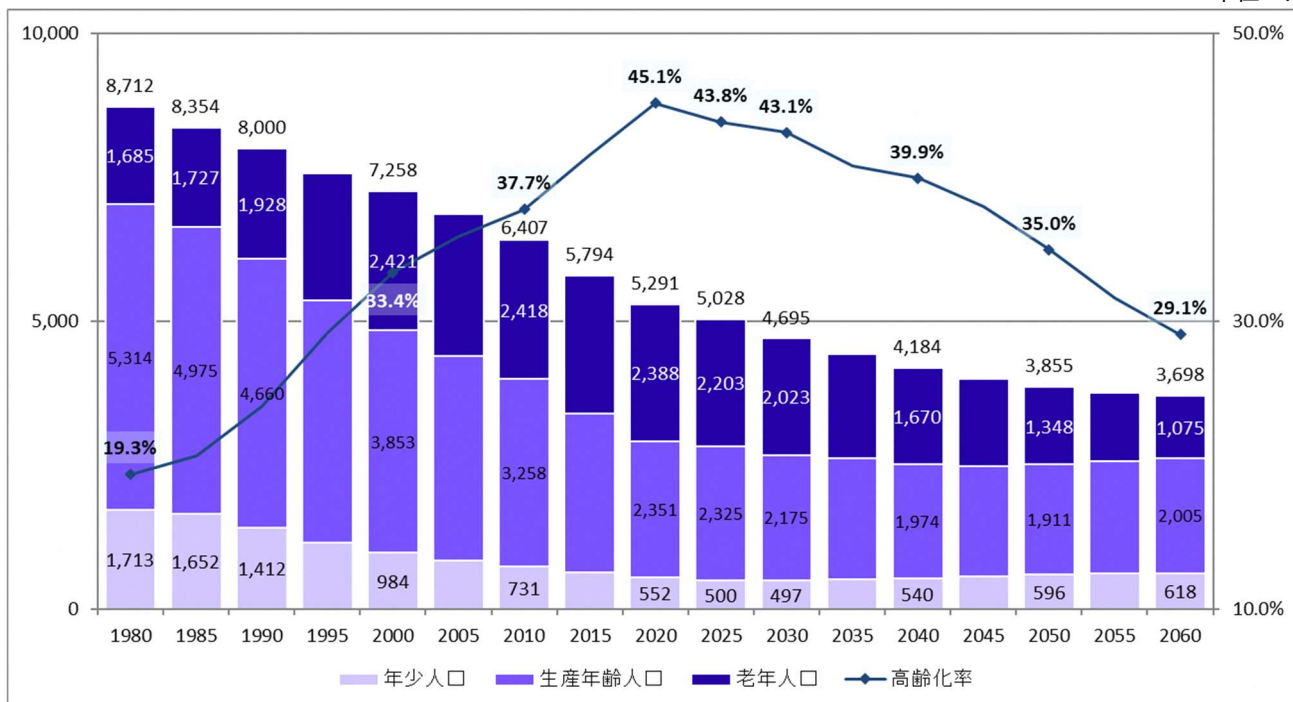
単位：人



資料：国勢調査、地域経済分析システム（RESAS）より作成
※端数処理により、年齢 3 区分人口の合計は、必ずしも総人口と一致しない。

図表 9 本町の年齢 3 区分別人口と高齢化率の推移と将来推計（津野町人口ビジョン）

単位：人



資料：国勢調査、津野町人口ビジョンより作成
※端数処理により、年齢 3 区分人口の合計は、必ずしも総人口と一致しない。

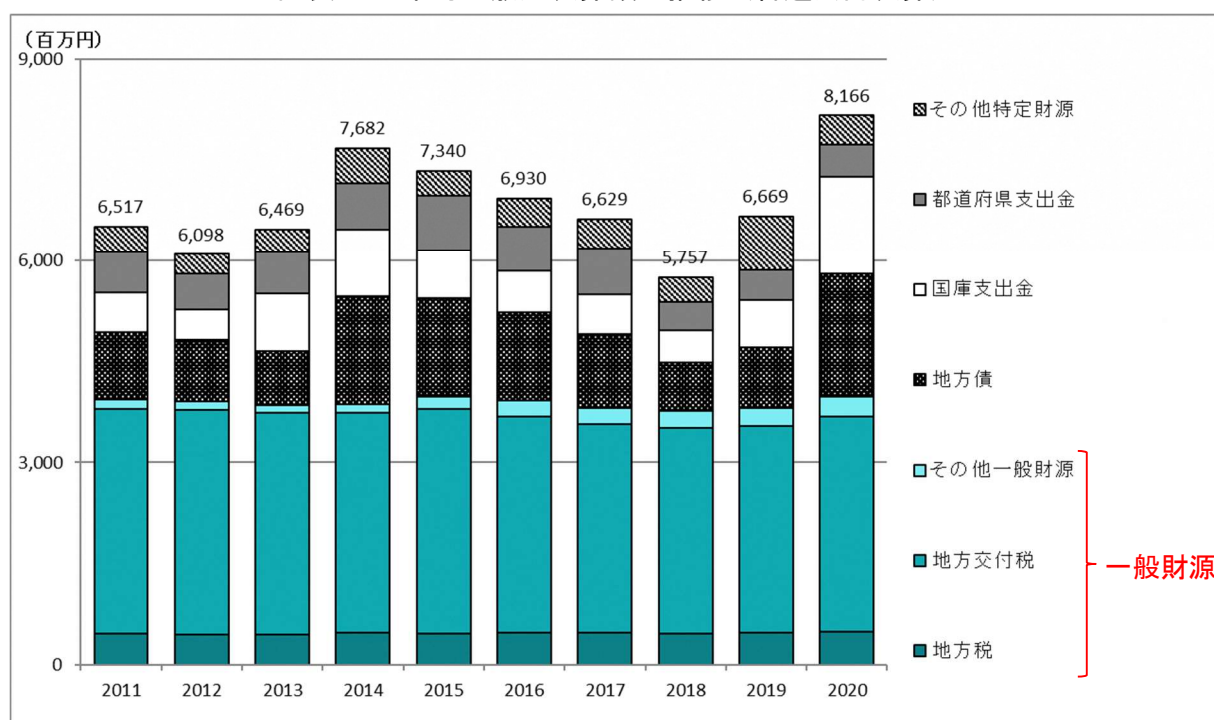
3.2 財政の現状分析

過去 10 年間の本町の歳入決算額の推移は以下のとおりです。

平成 23 (2011) 年度から平成 25 (2013) 年度までは 6,000 百万円前後で推移しています。平成 26 (2014) 年度以降は地方債の増加により、7,000 百万円を大幅に超えていましたが、平成 30 (2018) 年度までは年々減少し 5,000 百万円台となっていました。令和元 (2019) 年度はその他特定財源の増加し、さらに、令和 2 (2020) 年度は地方債の増加により、8,000 百万円台になっています。

本町の歳入のうち、財源の使途が特定されず、どのような経費にも利用することができる一般財源（地方税、地方交付税、その他一般財源の合計）の推移をみると、ほぼ横ばいで推移していますが、地方交付税等の依存財源の影響が大きいいため、今後も引き続き財源確保に努める必要があります。長期的には、先述の「3. 本町の現状と課題 (3.1 人口の推移と将来推計)」で示したように、人口がさらに減少していく見込みとなっていることから、今後は一般財源の減少可能性も視野に入れる必要があります。

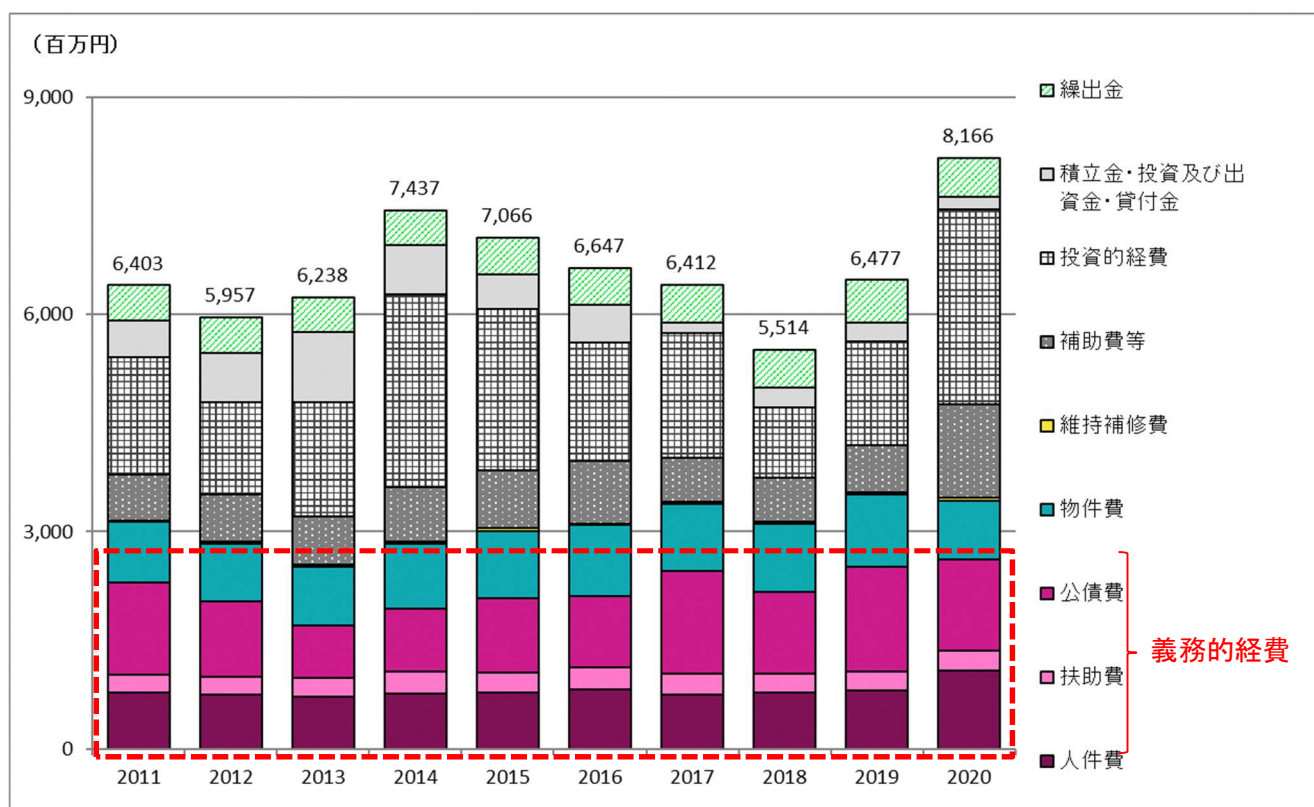
図表 10 本町の歳入決算額の推移（普通会計決算）



本町の歳出をみると、増加と減少を繰り返していることがわかります。人件費、扶助費、公債費で構成される義務的経費（支出することが制度的に義務付けられており、簡単に削減することができない支出）についてみると、この10年間では増加と減少を繰り返しながら推移しています。これは公債費の増減によるところが大きくなっています。一方で扶助費の推移をみると、ほぼ一定で推移しています。今後は、年少人口や高齢者人口が減少期に差し掛かっているため、扶助費はこのまま推移していくことが予想されます。しかし、今後の社会情勢により生活困窮者等が増すことも考えられるため、今以上の義務的経費の軽減は難しいものと考えられます。令和2（2020）年度における歳出決算額に占める義務的経費の割合をみると、32.0%（人件費13.2%、扶助費3.4%、公債費15.4%）であり、平成27（2015）年度実績29.5%（人件費11.0%、扶助費3.8%、公債費14.7%）より若干増加しています。

義務的経費が増加すると、町独自の施策に使うことができる予算が少なくなります。本町では、公共施設等の大規模な修繕は「投資的経費」として、軽微な修繕は「維持補修費」として計上されています。公共施設等を安全に利用していくために必要な修繕・補修にかかる費用は義務的経費を除いた歳出（裁量的経費）から支出されているため、少子高齢化と人口減少が進行すると、公共施設や道路等のインフラ資産の改修が進まず老朽化し、安全に利用することができなくなる恐れがあります。

図表11 本町の歳出決算額の推移（普通会計決算）



4. 公共施設とインフラ資産にかかる将来コスト

4.1 更新費用の算出方法

ここでは、本町が保有する公共施設とインフラ資産にかかる更新費用を試算します。本試算を行うにあたっては、道路、簡易水道については総務省より提供されたアプリケーションソフトを利用しています。なお、単価はシステムの既定値に基づくものであり、実際に実施する場合の価格を示すものではありません。

その他の公共施設、橋梁については個別施設計画を策定しているため、個別施設計画にて試算された更新費用を合算しています。

〈インフラ資産（道路・簡易水道）の修繕・更新等にかかる更新費用の算出〉

道路の試算については、試算ソフトの算出方法に準じ、下表のように耐用年数と更新単価を設定します。

	耐用年数	更新単価
道路	15 年	4,700 円/㎡
自転車歩行者道	15 年	2,700 円/㎡

簡易水道の試算については、整備した年度から法定耐用年数の 40 年を経た年度に更新すると仮定します。また、上水処理施設の建物部分及びプラント部分については、公共施設の更新年数と同じ年数で更新すると仮定します。

管径別の更新単価については、下表のとおりです。

	管径	耐用年数	単価
導水管・送水管	300mm 以下	40 年	100 千円/ｍ
	300～500mm 未満		114 千円/ｍ
	500～1000mm 未満		161 千円/ｍ
	1000～1500mm 未満		345 千円/ｍ
	1500～2000mm 未満		742 千円/ｍ
	2000mm 以上		923 千円/ｍ

	管径	耐用年数	単価
配水管	50mm 以下	40 年	97 千円／m
	75mm 以下		
	100mm 以下		
	125mm 以下		
	150mm 以下		
	200mm 以下		100 千円／m
	250mm 以下		103 千円／m
	300mm 以下		106 千円／m
	350mm 以下		111 千円／m
	400mm 以下		116 千円／m
	450mm 以下		121 千円／m
	500mm 以下		128 千円／m
	550mm 以下		
	600mm 以下		142 千円／m

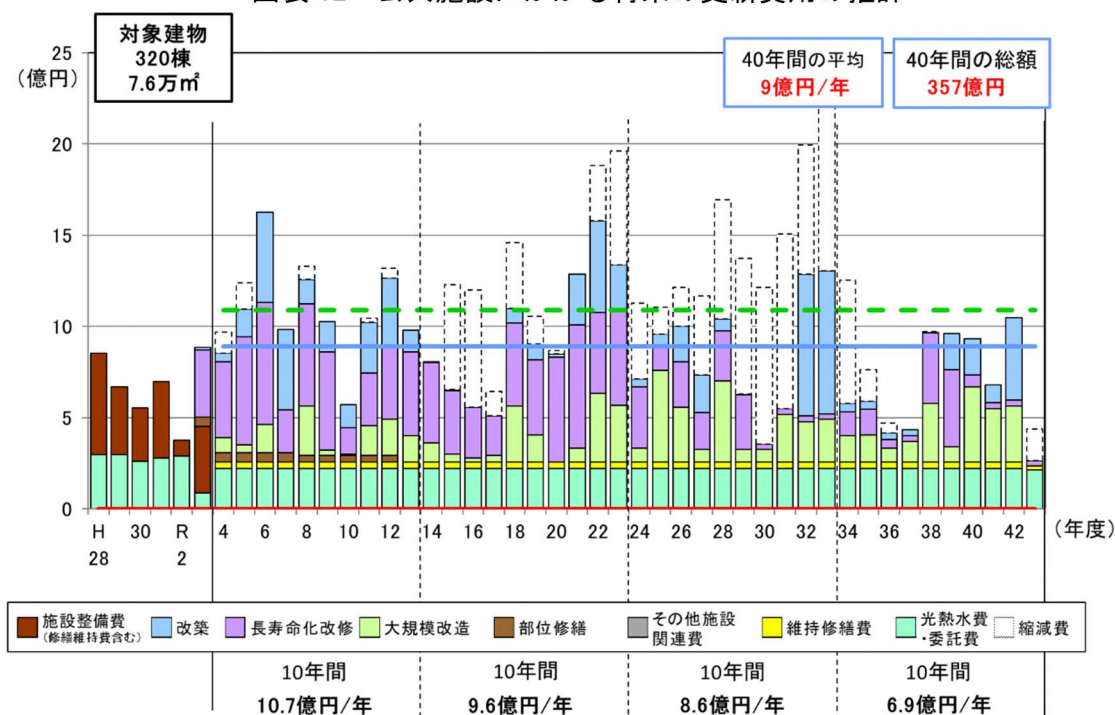
4.2 将来コストの推計

(1) 公共施設

今後本町が保有する公共施設の更新費用を推計すると、以下のグラフのようになっています。平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度の直近 5 年間に公共施設に投じた投資的経費の平均は新規整備分と既存更新分を含め、約 7.4 億円となっていました。今後 40 年間の更新費用総額は約 357 億円と試算されており、1 年あたりでは約 9 億円となっています。このまま本町が現在保有している施設を維持し続けていく場合は、大きな負担となることを示しています。

令和 3（2020）年度から令和 29（2046）年度にかけては大規模改修が多くなります。また今後 40 年間に於いて、多くの施設で建替えが必要になると見込まれています。負担を減らすためには、施設の更新時において施設の集約化、複合化、民間施設の活用などを行うことにより、施設総量の縮減と施設利用の効率性の向上を推進していく必要があります。

図表 12 公共施設にかかる将来の更新費用の推計



図表 13 公共施設にかかる直近 5 年間の投資的経費

単位：千円

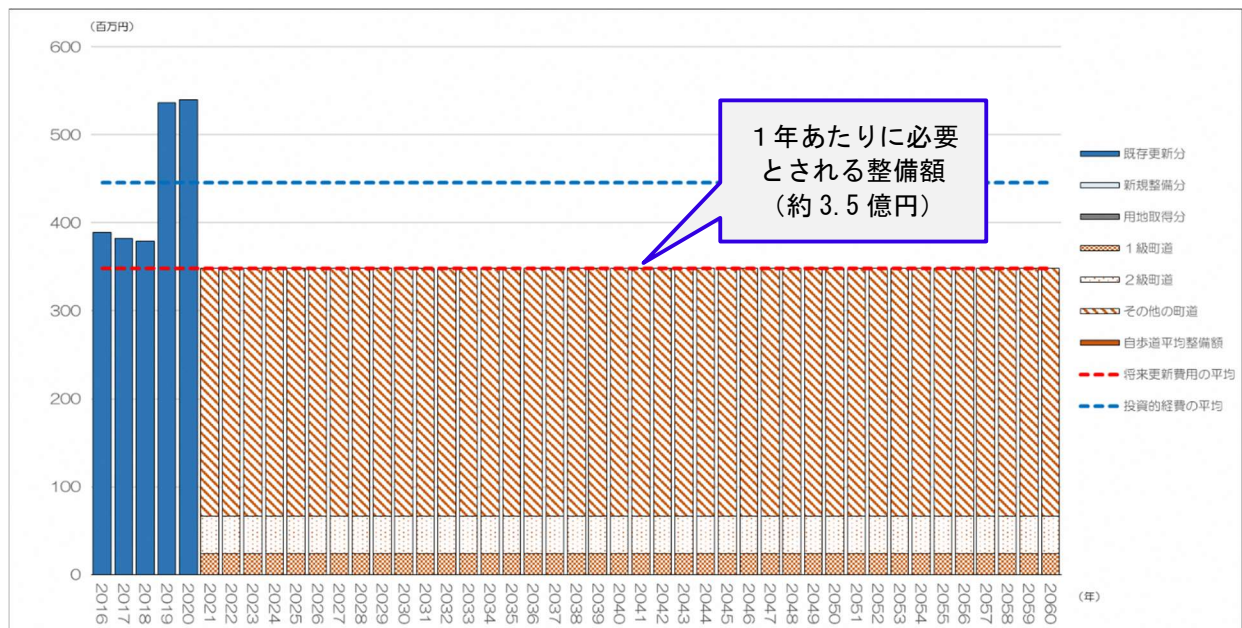
年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 28（2016）年度	551,732	158,089	112	709,933
平成 29（2017）年度	591,130	39,031	121,200	751,361
平成 30（2018）年度	151,231	71,433	39,491	262,155
令和元（2019）年度	210,114	272,080	640	482,834
令和 2（2020）年度	1,290,639	223,645	0	1,514,284
平均	558,969	152,856	32,289	744,113

(2) 道路・橋梁

道路にかかる将来の更新費用の推計にあたっては、現在の敷設状況を基準に、今後 40 年間に必要なコストを算出したうえで、その平均額を示します。

今後道路の更新を行っていくにあたり、必要とされる更新費用は以下のグラフのとおりです。今後 40 年では約 139.3 億円、1 年あたりで約 3.5 億円が必要とされています。

図表 14 道路にかかる将来の更新費用の推計



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

図表 15 道路にかかる直近 5 年間の投資的経費

単位：千円

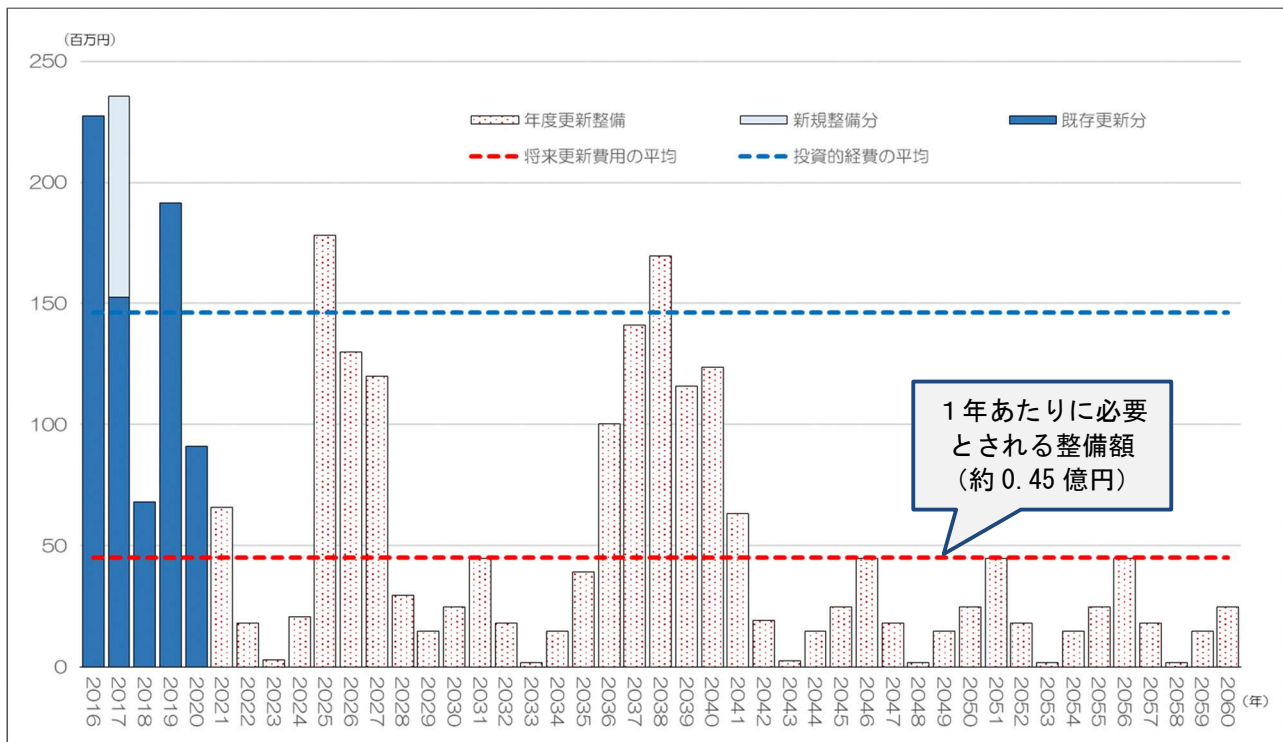
年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 28 (2016) 年度	389,436	0	0	389,436
平成 29 (2017) 年度	382,528	0	0	382,528
平成 30 (2018) 年度	379,353	0	0	379,353
令和元 (2019) 年度	536,209	0	0	536,209
令和 2 (2020) 年度	539,589	0	0	539,589
平均	445,423	0	0	445,423

また、橋梁にかかる更新費用は以下のグラフのとおりです。津野町修繕計画（平成 30 年策定）において、今後 40 年間に必要なコストを算出しています。

今後 40 年で必要とされる総整備額は約 18.1 億円、1 年あたりでは約 0.45 億円となっています。直近 5 年間の整備額の平均は約 1.6 億円であり、直近 5 年間に投じた経費平均の 0.28 倍となると推計されています。

以上のことから、長寿命化による財政負担の軽減、更新費用の平準化を目的とし、道路構造物、舗装、橋梁の維持・修繕工事を計画的に行う必要があります。

図表 16 橋梁にかかる将来の更新費用の推計



資料：津野町修繕計画より作成

図表 17 橋梁にかかる直近 5 年間の投資的経費

単位：千円

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 28 (2016) 年度	227,396	0	0	227,396
平成 29 (2017) 年度	152,605	83,158	0	235,763
平成 30 (2018) 年度	68,206	0	0	68,206
令和元 (2019) 年度	191,588	0	0	191,588
令和 2 (2020) 年度	90,871	0	0	90,871
平均	146,133	16,632	0	162,765

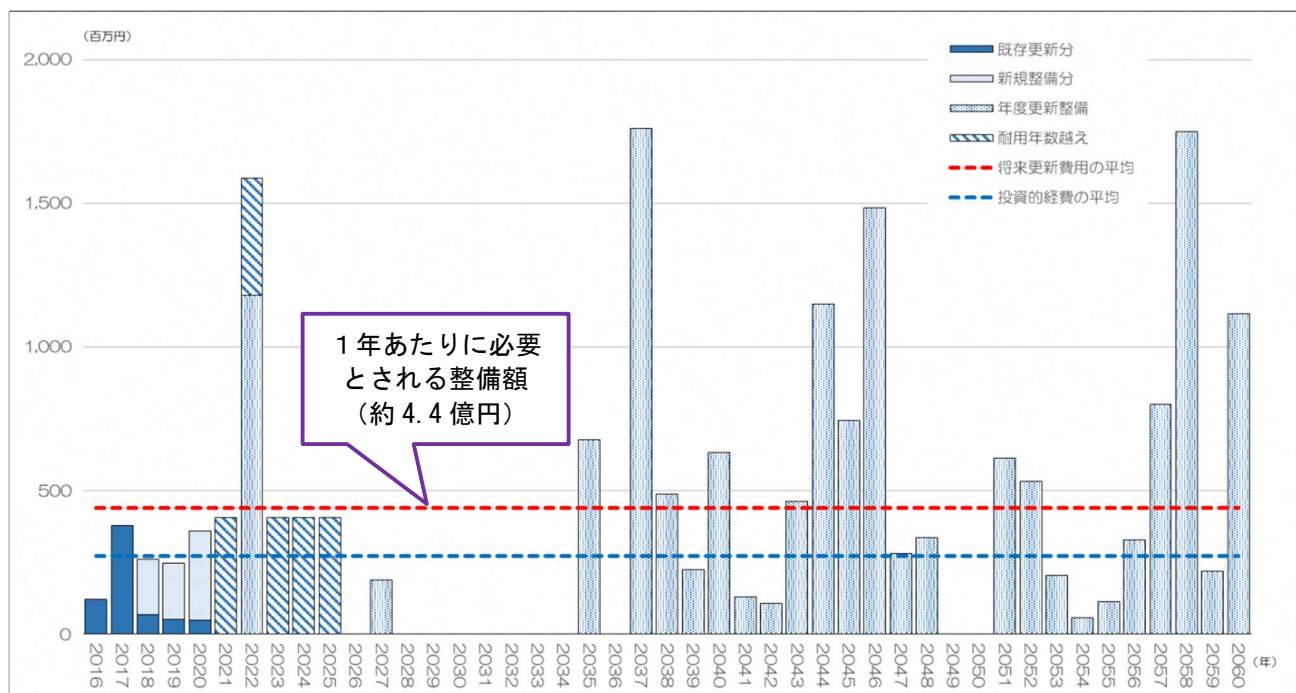
(3) 簡易水道・生活排水処理

簡易水道にかかる更新費用については、以下のグラフのとおりです。

既に耐用年数を超えている管渠の更新が早急に求められています。今後 40 年間で必要とされる整備額は約 176.0 億円にのぼります。1 年あたりに必要とされる整備額は約 4.4 億円となっていますが、直近 5 年間の整備額平均は 2.7 億円程度で 3 分の 2 程度にとどまっています。耐震管への交換を含め、町民の居住地域に合わせた更新が必要となります。また、人口減少社会に対応できるよう、長期的な視点をもって更新、新規整備及び除却を進めていく必要があります。

生活排水処理設備については、本町は合併処理浄化槽による処理を行っているため、本計画では推計していませんが、設置された浄化槽は、都度更新を行っていく必要があります。

図表 18 簡易水道にかかる将来の更新費用の推計



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

図表 19 簡易水道にかかる直近 5 年間の投資的経費

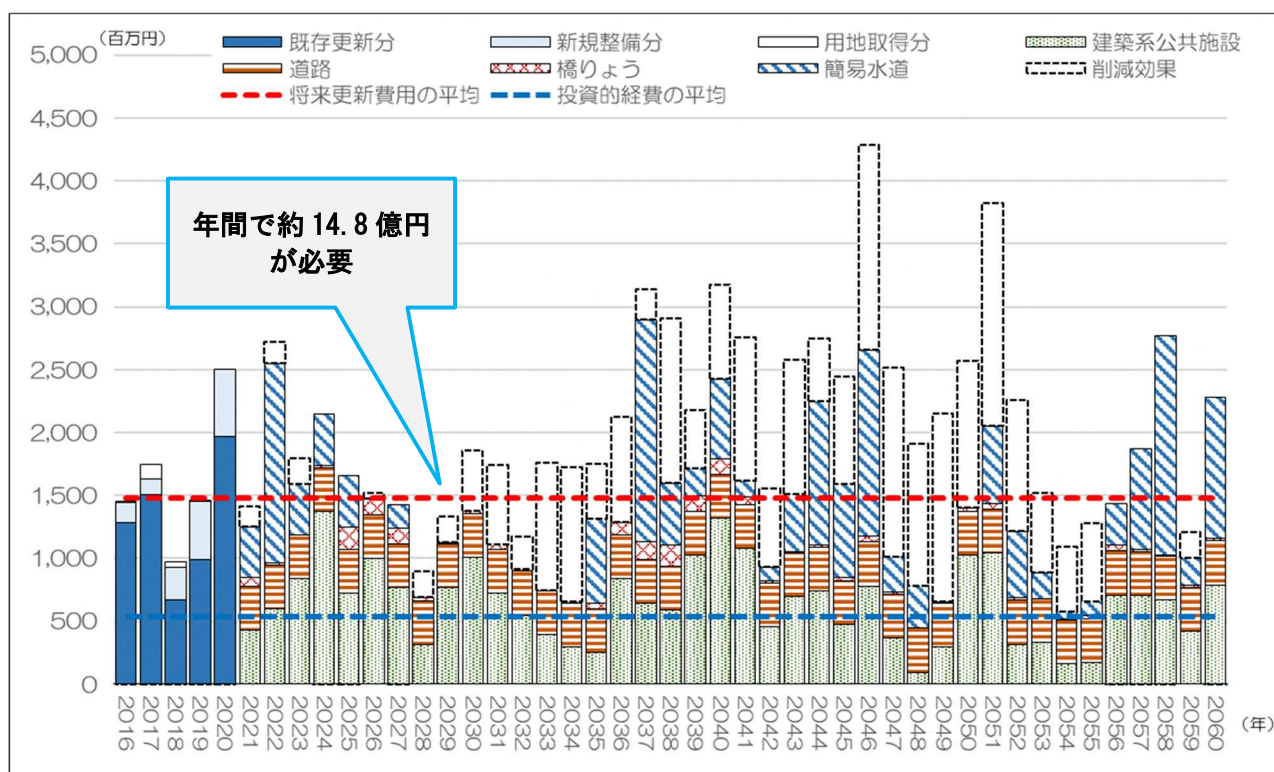
単位：千円

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 28 (2016) 年度	120,216	0	0	120,216
平成 29 (2017) 年度	379,069	0	0	379,069
平成 30 (2018) 年度	67,995	193,690	0	261,685
令和元 (2019) 年度	52,833	193,204	0	246,037
令和 2 (2020) 年度	49,467	309,696	0	359,163
平均	133,916	139,318	0	273,234

4.3 すべての公共施設・インフラ資産にかかる将来コスト

今後 40 年間に本町が保有する公共施設、インフラ資産を各種個別施設計画（長寿命化計画）に則り維持し続けた場合の必要コストを総務省提供の資産ソフトにより試算したところ、40 年間で約 591.5 億円、1 年あたりの整備額は約 14.8 億円にのぼることがわかりました。長寿命化による削減効果は、約 206.6 億円になります。なお、本推計には浄化槽の更新費用は含まれていないため、インフラ資産を維持していくためにはさらに多額の費用がかかると予想されています。

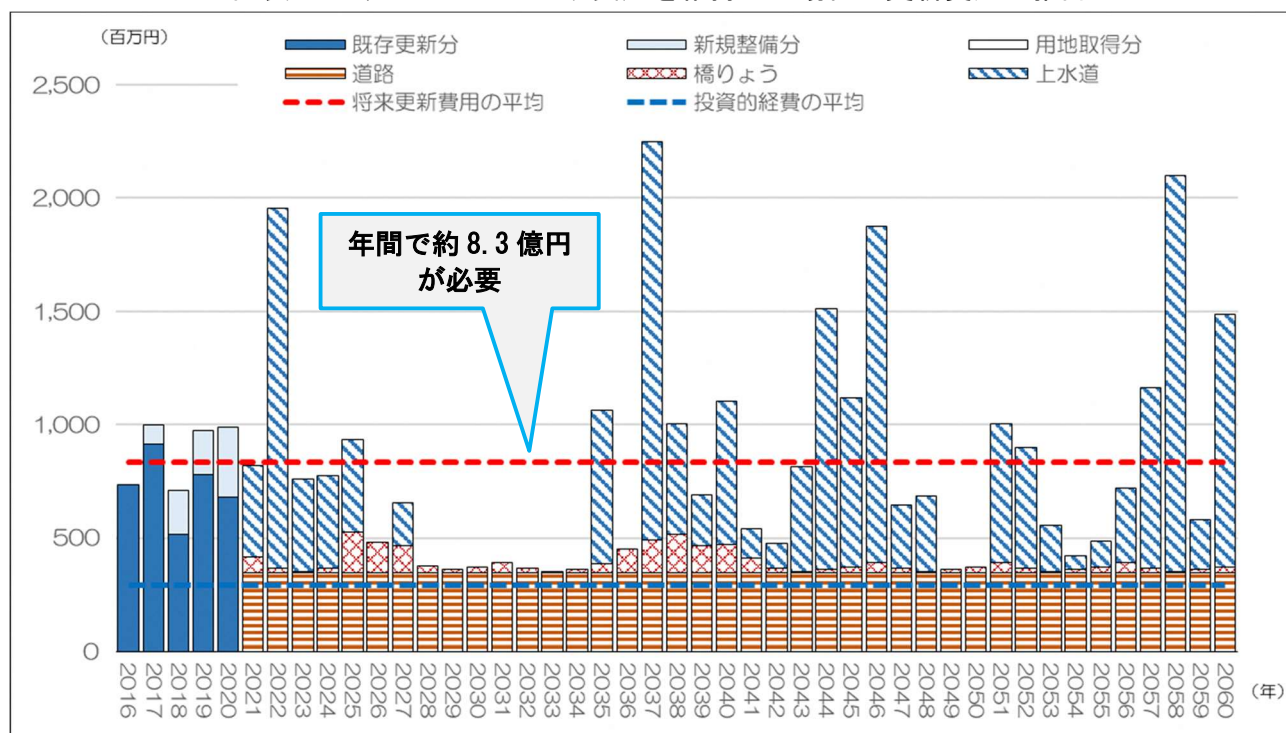
図表 20 すべての公共施設・インフラ資産を維持した場合の更新費用の推計



インフラ資産に限って試算しても、今後 40 年間で必要な整備額は約 333.5 億円にのぼり、1 年あたりの整備額は約 8.3 億円となります。これは直近 5 年間の平均投資的経費約 2.9 億円を超える金額（約 2.8 倍）となっています。このほかにも、生活排水処理に利用されている浄化槽の更新費用が加わるため、さらなるコストの上昇が想定されます。

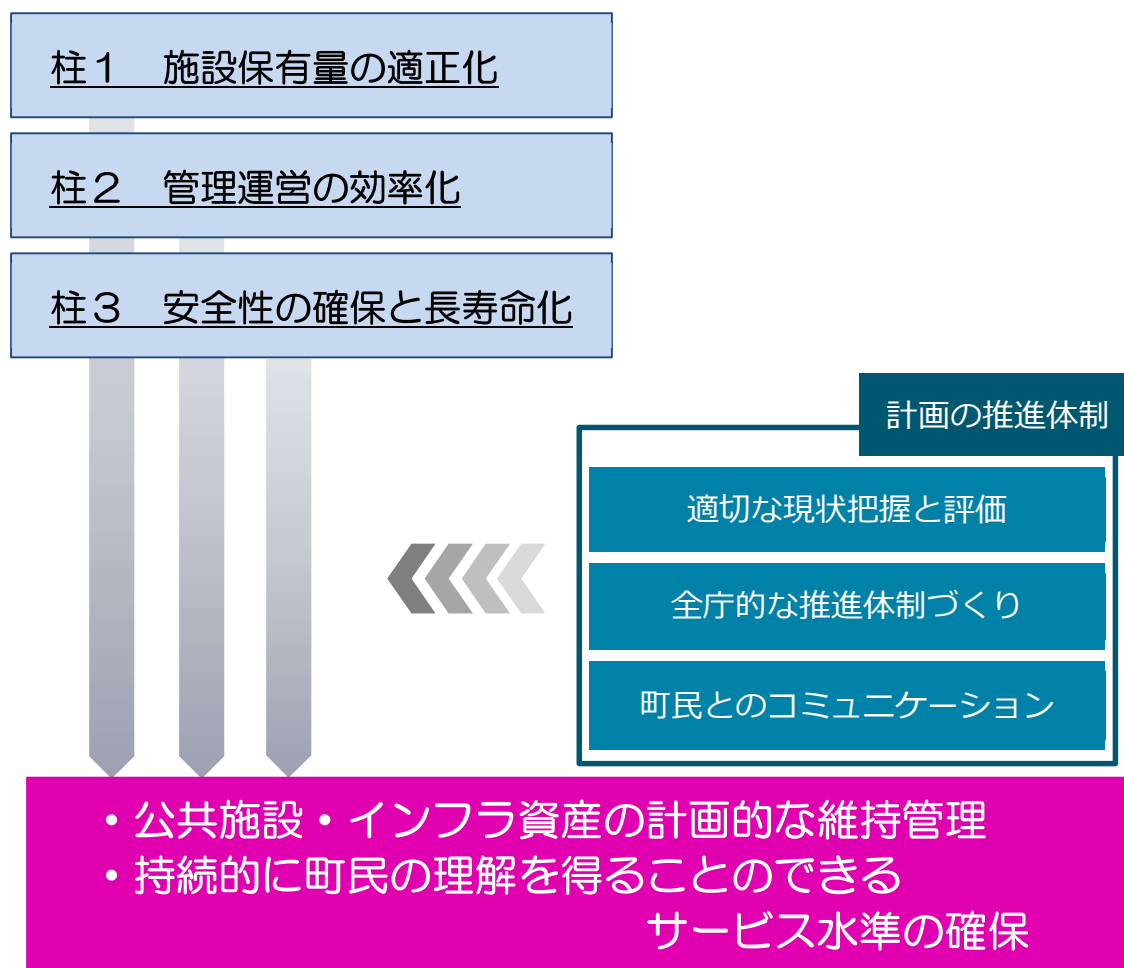
また、本計画には含まれていない公共施設等を更新した場合や、新規に施設を整備した場合、将来的にかかるコストはさらに増加します。

図表 21 すべてのインフラ資産を維持した場合の更新費用の推計



5. 適正管理に関する基本的な考え方

本町の総人口の減少などに伴う社会情勢の変化や厳しい財政見通しなどを踏まえ、中長期的かつ総合的な視点に立ち、公共施設等を計画的に維持管理するとともに、将来にわたり、町民の理解を得ることのできるサービス水準を確保していくための管理等に関する基本的な考え方を設定します。設定にあたっては、以下の3つを柱とします。



5.1 公共施設等の適正管理のための3つの柱

(1) 施設保有量の適正化

多様化する市民のニーズに対応できるよう、公共施設・インフラ資産の保有総量の縮減を図ることで、将来的に必要となる更新費用や管理運営コストを削減し、本当に必要とされる施設を保有し続けていくことができる体制をつくっていく必要があります。そのための取組として、以下の4点を掲げます。

①施設の縮小や統合、廃止の推進

本町における公共施設は、市民一人あたりの保有施設量からみても、比較的多くなっています。これまでに整備された施設の利用実態や近隣施設の整備状況をみながら、今後も長期的に利用が見込まれない、あるいは近隣施設の利用で代替が可能と判断される施設については、積極的に廃止、除却を行い、行政資産のスリム化を図っていく必要があります。利用されない施設は老朽化が進み、建材の飛散や建物の倒壊などにより周辺に危険を及ぼす可能性が高いため、公共施設の除却は市民の安全を守る手段の一つと言えます。一方で、公共施設のあり方は地域に暮らす市民の生活に大きな影響を与えるため、統廃合や除却にあたっては、詳細な調査と慎重な検討は不可欠です。

必要な公共サービスの水準を維持しながら、全体の保有量を削減していくためには、施設の更新時において施設の複合化を含めた統廃合の可能性を検討していきます。例えば、スペースに余剰がある施設は、更新時に縮小を図る、あるいは1つの施設に複数の機能を集約するなど、利用者数、利用頻度に合わせてより市民が利用しやすい施設へと転換していくことが考えられます。

②施設の新規整備の慎重な検討

今後40年間で必要となる公共施設やインフラ資産の将来更新費用の1年あたりの金額は約14.8億円となっているのに対し、直近の5年間における既存の公共施設やインフラ資産の更新などに充てられた金額は1年あたり約16.3億円となっています。今後も同水準で公共施設等に費用をかけていく必要があることを示しており、人口減少が続いていくと予測されている以上、従来の考え方では更新費用を確保することすら非常に困難といえます。今後も新規の整備は可能な限り抑制し、既存の施設を有効に活用することを原則とします。

また、新規整備を行う場合であっても、転用のしやすい構造とする、転用や統廃合の制約となるような取り決めは行わないなど、施設の整備後であってもその時の状況に合わせた柔軟な利活用が可能となるような整備を行っていくことも考慮するよう努めます。また、その後の維持費用を考慮し、通常の施設については、過度に複雑なデザインは避けるものとします。

③民間施設や近隣自治体施設の活用

近年では、自治体が民間の事業者へ施設の運営を委託するなど、自治体に依存しない公共サービスのあり方が模索されています。これまで、自治体が主体となって提供すべきとされてきたサービスでも、民間事業者への委託や、広域連携による施設の共用などにより、大幅なコストの削減を図ることが可能となっています。

本町でなくても民間事業者が十分なサービスを継続的に提供することができ、これによって行政コストの削減が可能となる施設やサービスについては、部分、全体を問わず、積極的な民間への委託を検討します。「公共サービスを提供するための施設は、本町で施設を所有、管理しなくてはならない」という思考の枠にとらわれることなく、民間で提供される代替サービスや近隣自治体に所在する施設の活用についても検討します。

また、近隣自治体施設の活用については、高岡郡をはじめとする近隣自治体における施設の配置状況を把握し、相互利用の可能性などについて、広域での連携の模索に努めます。

④まちづくりの方向性を踏まえた検討

統廃合など施設保有量の適正化を進めるにあたっては、施設の地理的配置のあり方、まちづくりへの影響を考慮していく必要があります。

町内の各拠点・各地域に求められている機能が喪失しないよう、まちづくりに関する施策との連携を図りながら、施設の配置を検討します。また、施設配置の変更は、施設のアクセス、利用しやすさに影響するため、交通施策との連携も図っていく必要があります。

(2) 管理運営の効率化

公共施設の管理運営においては、建替えや大規模改修の他にも光熱水費をはじめとする維持費など、多額のコストがかかります。したがって、保有し続ける施設については管理運営の効率化を図り、管理運営コストを削減していく必要があります。

また、保有施設の有効活用の観点から、管理運営方法を見直すことにより、町民のニーズをより満たしていける、より望ましい公共サービスが提供できるようにしていかななくてはなりません。特に、インフラ資産は総量の削減が非常に難しいことから、管理運営方法を見直すことで、長期的にかかるコストを削減していくことが重要となります。そのため、以下のような取組を進めていきます。

①経費の縮減

公共施設の管理運営コストの縮減を図る観点から、光熱水費や委託費などの縮減の余地がないか常に探っていく必要があります。維持管理業務の包括委託や、照明のLED化やスマートエネルギーの導入などによるエネルギーコストの削減などを検討していく必要があります。また、借地の買い上げによる借地料の削減も有効な手段として検討していきます。

②収入の確保

適正な受益者負担について、検討、見直しをすることで、収入面の適正化を図ります。今後は税制等の社会情勢の変動に加え、人口減少に伴う利用者の減少が想定されることから、利用料等の見直しが必要です。また、保有している公共施設やインフラ資産の有効活用を図るため、利用度向上の余地があると考えられる施設は、より良い公共サービスの提供に努めることでさらに利用度の向上を図り、適正な利用料の確保に努めます。

また、町での活用が見込めない施設やインフラ資産については、売却や貸付による収入の確保を検討します。

③PPP手法の活用

民間活力の活用により、安価で質の高い公共サービスの提供が期待できる施設については、指定管理者制度など、PPP^{vi}の積極的な導入を検討します。

^{vi} Public Private Partnership の略称。公民が連携して公共サービスの提供を行う仕組みを指す。

(3) 安全性の確保と長寿命化

公共施設等の老朽化は、時間とともに進行する、避けて通ることのできない問題です。老朽化に対処するため、安全性の確保を図るための適切なメンテナンスを適切なタイミングで行っていくことが必要になります。

そのため、以下に公共施設を安全に維持していくための2つの取組を掲げます。

①継続的に点検、診断、メンテナンスを行っていくことのできる体制の整備

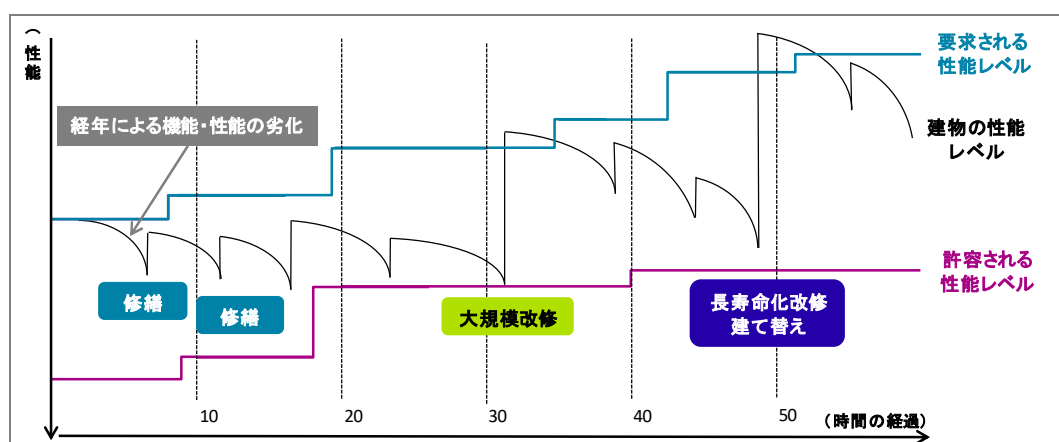
長期にわたって安全性が確保されるよう、必要な点検・診断を継続的に行うとともに、点検・診断結果に基づく適切なメンテナンスを行っていく体制を整える必要があります。施設の置かれる環境によって、建物、設置物の状況はそれぞれ異なると考えられるため、きめ細かな点検・診断に基づく保全を行っていきます。なお、インフラ資産では定期的な点検と長寿命化計画などにより、橋梁、舗装、道路構造物の計画的な保全を行っていきます。公共施設や他のインフラ資産についても計画的な点検と保全に努めます。更新に必要な費用は、積み立て基金などを利用し、必要な時に必要な保全ができるような準備を整えることが重要です。

②長寿命化の推進

修繕が必要な状態になってから事後的に修繕を行うのではなく、損傷が軽微である早期段階において予防保全的に修繕を行うことにより、施設を適切な状態に保つとともに、より長持ちさせることができます。また、長寿命化により施設の整備から更新までの期間を延伸することで、中長期的なコスト効率性の向上も図ることができます。

今後、多くの施設の更新時期が重なるため、費用負担が同時期に集中することが予想されていますが、長寿命化によって時間的な猶予をつくることで、費用負担の平準化が図りやすくなる効果が望めます。本町においても、長寿命化によるメリットを生かし、財政的な負担を軽減させるよう努めます。

図表 22 予防保全による施設の長寿命化イメージ



③ユニバーサルデザイン化を推進する

公共施設等の改修、更新については、「高知県人にやさしいまちづくり条例」、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則」等を遵守し、ユニバーサルデザイン化を推進します。

5.2 総量の削減目標

効率的かつ効果的な管理運営に努めながら、持続可能な公共施設マネジメントを推進するための指標として、計画期間の最終年度である令和 8（2026）年度における施設総量の削減目標を以下のように設定します。

現状の施設総量のうち、5%程度を削減

取組期間中においては、必要に応じて施設が新規に増設される場合もあります。一方で、今後は多くの公共施設が更新時期を迎えることになります。この機会を利用して施設の除却や統合などを検討し、着実な計画の推進に努めます。

また、この目標はあくまで現時点で除却が予定される施設の延床面積を積み上げて設定したものであることから、今後の社会・経済情勢の変化なども考慮しつつ、適宜見直しを行うものとします。

5.3 計画の推進体制

今後、本計画を着実に推進していくための体制づくりとして、以下の3点を掲げます。

①適切な現状把握と評価

公共施設マネジメントにおいては、対象施設の適切な評価に基づいて推進していくことが必要です。このため、施設の更新や今後のあり方などを検討する場合は、施設利用度など当該施設について詳細な情報を把握し、データに基づく客観的な評価及び施設の性能診断を行うことで適切な評価を行うことができます。

施設の保全管理を効率的かつ効果的に行うためには、建物台帳及び土地台帳を活用した施設情報の一元化や公会計情報の活用などに取り組んでいくことが必要です。台帳間の連動が可能となるようなシステムへの変更、修正などが一つの手法として考えられます。また、施設の状況をデータ化することによって施設性能の比較が可能となります。現在においては、合併前に整備された施設などは、建設年次や構造など多くのデータが欠損している状態です。また、橋梁の架設年次や水道管の敷設現況なども、十分にデータ化されていない状態となっています。したがって、今後早急にすべての公共施設、インフラ資産の情報収集に努め、継続的に利用していく

ことのできるようなデータベースの作成を検討します。また、公共施設、インフラ資産の改修、更新が行われた場合、速やかにデータに反映させるための仕組みづくりに努めます。

また、ランニングコストの試算がほぼされたことにより、各施設の改修計画においては各種個別施設計画を基本として、長期的な視点をもって、財政負担を軽減する取組に努めます。

②全庁的な推進体制づくり

公共施設マネジメントは、政策、財政、財産管理、建築土木、都市計画、防災、産業振興、町民との協働など、さまざまな側面からの検討が必要となる取組であることから、施設所管課をはじめ、各課の連携が求められます。このため、全庁的な推進体制をもって情報の共有と認識の共有を図るとともに、個別の施設にかかる検討は関係部署間で連携しながら進めます。

③町民とのコミュニケーション

公共施設マネジメントは、町民に対する公共サービスのあり方に大きく影響を与える取組であり、町民の視点は不可欠です。町民が主体となった地域活動も既に行われており、今後も拡大することが考えられます。

町民にとって利用しやすい公共施設等を目指し、適切な管理運営に努めます。また、利用状況の継続的な把握や、町民のニーズの把握に努めるとともに、適時適切な情報提供や意見聴取などに努め、コミュニケーションを図りながら持続的かつ適切な公共サービスの提供を目指します。

さらに、町民だけではなくNPO等の団体や企業も巻き込み、民間と行政が連携して施設を維持していくことができるような仕組みづくりに努めます。

④計画の進捗管理

本計画の進捗管理については、実績評価や分析を行い、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のプロセスを順に実施するPDCAマネジメントサイクルにより適切な進捗管理を行います。また、本計画の進捗状況等公共施設に関する情報については、広報紙やホームページを活用し積極的に町民への情報の発信に努めます。



6. おわりに

本町においては、公共施設、インフラ資産の多くが高度経済成長期の急激な社会環境の変化に追随する形で建設が行われてきましたが、現在ではその多くで老朽化が進んでおり、改修や更新、除却などが必要となってきています。加えて、今後は人口減少社会への突入という大きな社会構造の変化を迎えることとなり、現役世代の負担は今後も増大していくことが見込まれています。人口の減少に伴って、一人あたりの施設の維持費も増大していくことから、現役世代の負担を少しでも軽減するための取組が必要です。

限られた財源の中で、今ある施設をできるだけ長く使えるようにしていくこと、施設を利用する人がより使いやすくなるようにしていくことが、これからの公共施設に求められる性能の1つとなります。また、社会・経済情勢の変化に適宜対応できるような設備、性能を持つ施設に転換し、今までの単独使用目的の建物から、複数使用目的の建物にしていかなくてもなりません。また、各施設、インフラ資産の現況が可視化されたデータとして把握できるよう、情報の収集に努めなくてはなりません。

本町に所在する、各公共施設、インフラ資産のあり方について、本計画の策定を契機として見直し、その性能をより発揮できるような環境づくりに努めます。

津野町公共施設等総合管理計画

令和4年3月

発 行：津野町 総務課

住 所：〒785-0201 高知県高岡郡津野町永野 471 番地 1

電 話：0889-55-2311